

協議案件（１）基幹バス、地域バス等の運賃体系の変更について

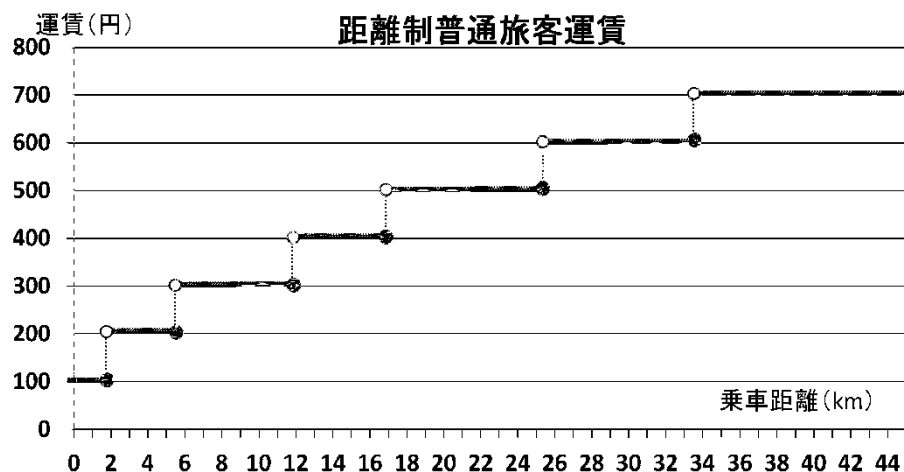
基幹バス、地域バス等の運賃体系 新旧対照表

新	旧												
<p>◆定義</p> <p>1 大人と小人の区分</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>中学生以上のもの</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>小学生以下のもの</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学校入学前のもの</td> </tr> </table> <p>2 障がい者等</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(4) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添い人</p> <p>3 通学とは</p> <p>「通学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校に通うことを言い、その他は 名古屋鉄道株式会社学校指定規則または東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則等に準じて豊田市が認める学校に通うことを言う。</p> <p>4 割引後の端数処理</p> <p>運賃等の各種割引後に生じる10円未満の端数は、四捨五入するものとする。</p> <p>◆基幹バスの基本的な運賃体系</p> <p>1 普通旅客運賃</p>	大人	中学生以上のもの	小人	小学生以下のもの	未就学児	小学校入学前のもの	<p>◆定義</p> <p>1. 大人と小人の区分</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>中学生以上のもの</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>小学生以下のもの</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学校入学前のもの</td> </tr> </table> <p>2.障がい者等</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(4) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添い人</p> <p>3. 通学とは</p> <p>「通学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校に通うことを言い、その他は 名古屋鉄道株式会社学校指定規則または東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則等に準じて豊田市が認める学校に通うことを言う。</p> <p>4. 割引後の端数処理</p> <p>運賃等の各種割引後に生じる10円未満の端数は、四捨五入するものとする。</p> <p>◆基幹バスの運賃体系</p> <p>1. 普通旅客運賃</p>	大人	中学生以上のもの	小人	小学生以下のもの	未就学児	小学校入学前のもの
大人	中学生以上のもの												
小人	小学生以下のもの												
未就学児	小学校入学前のもの												
大人	中学生以上のもの												
小人	小学生以下のもの												
未就学児	小学校入学前のもの												

新

距離制普通旅客運賃表（大人）

距離	料金(円)
～2km	100
2km超～6km	200
6km超～12km	300
12km超～17km	400
17km超～25km	500
25km超～33km	600
33km超～	700



※稲武・足助線の稲武－豊田市間(快速便)の料金については本運賃体系と別にする。(稲武・足助線運賃表参照)

●小人普通旅客運賃

・小人普通旅客運賃は大人普通旅客運賃の半額。未就学児は無料とする（原則として保護者同伴が条件）。

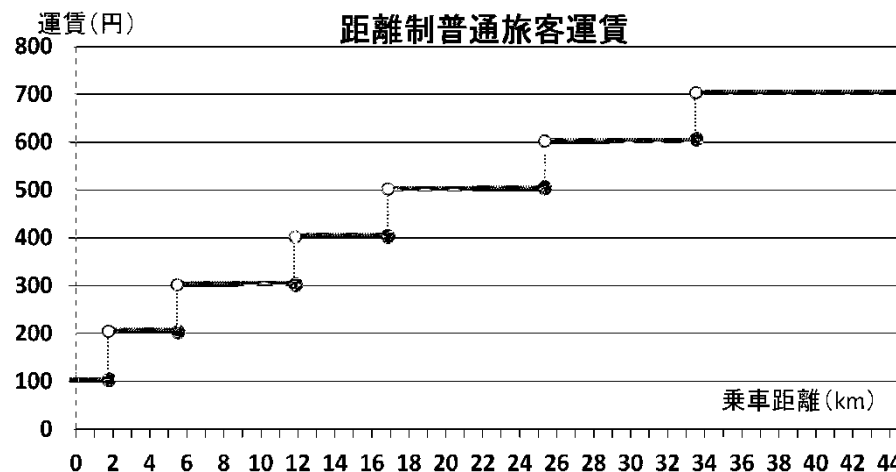
●障がい者等の割引

・普通旅客運賃の50%を割り引く（介護者・付添い人への割引適用は1人まで）。

旧

距離制普通旅客運賃表（大人）

距離	料金(円)
～2km	100
2km超～6km	200
6km超～12km	300
12km超～17km	400
17km超～25km	500
25km超～33km	600
33km超～	700



※稲武・足助線の稲武－豊田市間(快速便)の料金については本運賃体系と別にする。(稲武・足助線運賃表参照)

●小人普通旅客運賃

・小人普通旅客運賃は大人普通旅客運賃の半額。未就学児は無料とする（原則として保護者同伴が条件）。

●障がい者等の割引

・普通旅客運賃の50%を割り引く（介護者・付添い人への割引適用は1人まで）。

新

2 回数券及び定期券

(1) 回数券

○回数券は発行しない。ただし平成28年2月29日までに発行した基幹バス及び地域バスの共通回数券(50円券、100円券、200円券、300円券)を使用可能とする。

(2) 定期券

- ① 「大人」及び「小人」のそれぞれに、「通勤定期券」及び「通学定期券」を設定する(合計4種類)。
- ② 期間は、「1ヶ月定期」、「3ヶ月定期」、「6ヶ月定期」の3種類。
- ③ 通学定期券の金額は、通勤定期券金額の半額(50%)とする。
- ④ 障がい者等の定期券の金額は、通学定期券もしくは通勤定期券金額の半額(50%)とする。
- ⑤ 通勤定期券金額の計算方法は、下記の通り。
【1ヶ月定期】利用区間の往復普通旅客運賃の20日間に相当する金額。
【3ヶ月定期】1ヶ月定期券金額を3倍して、5%引きした金額。
【6ヶ月定期】1ヶ月定期券金額を6倍して、10%引きした金額。
- ⑥ 複数の基幹バス路線を乗り継ぐ場合は、通算乗車距離による運賃で計算する(ただし、基幹バス運賃体系適用路線と交通事業者が単独で運行する路線を乗り継ぐ定期券は設定しない)。

(3) 作成及び販売等

- ① 定期券を紙面に発行する場合は、豊田市が作成印刷し、各路線を担当する事業者が販売する。
- ② 複数の基幹バス路線を乗り継ぐ定期券(通し定期券)の収入は、各路線の利用実績によって按分する。
- ③ 回数券及び定期券を払い戻す際の計算式は以下のとおりとする。ただし、払戻しには、別途手数料が必要となる。

回数券	販売金額 - 使用済金額
定期券(経過日数が1ヶ月未満)	販売金額 - (利用区間の往復普通旅客運賃 × 経過日数)
定期券(経過日数が1ヶ月以上)	販売金額 - (経過月数定期券金額 + 利用区間の往復普通旅客運賃 × 経過日数)

旧

2. 回数券及び定期券

(1) 回数券

○回数券は発行しない。ただし平成28年2月29日までに発行した基幹バス及び地域バスの共通回数券(50円券、100円券、200円券、300円券)を使用可能とする。

(2) 定期券

- ① 「大人」及び「小人」のそれぞれに、「通勤定期券」及び「通学定期券」を設定する(合計4種類)。
- ② 期間は、「1ヶ月定期」、「3ヶ月定期」、「6ヶ月定期」の3種類。
- ③ 通学定期券の金額は通勤定期券金額の半額(50%)とする。
- ④ 通勤定期券金額の計算方法は下記の通り。
【1ヶ月定期】利用区間の往復普通旅客運賃の20日間に相当する金額。
【3ヶ月定期】1ヶ月定期券金額を3倍して、5%引きした金額。
【6ヶ月定期】1ヶ月定期券金額を6倍して、10%引きした金額。
- ⑤ 複数の基幹バス路線を乗り継ぐ場合は、通算乗車距離による運賃で計算する(ただし、基幹バス運賃体系適用路線と交通事業者が単独で運行する路線を乗り継ぐ定期券は設定しない)。
- ⑥ 基幹バスのICカード定期券(通勤、通学)を所持している人が、土日ダイヤ運行時に、券面区間外の路線を利用した場合、1乗車100円(小児は50円)で乗車可能とする。名鉄バス株式会社の路線(一部路線を除く)とは、相互に制度利用を可能とする。

(3) 作成及び販売等

- ① 定期券を紙面に発行する場合は、豊田市が作成印刷し、各路線を担当する事業者が販売する。
- ② 複数の基幹バス路線を乗り継ぐ定期券(通し定期券)の収入は、各路線の利用実績によって按分する。
- ③ 回数券及び定期券を払い戻す際の計算式は以下のとおりとする。

回数券	販売金額 - 使用済金額
定期券(経過日数が1ヶ月未満)	販売金額 - (利用区間の往復普通旅客運賃 × 経過日数)
定期券(経過日数が1ヶ月以上)	販売金額 - (経過月数定期券金額 + 利用区間の往復普通旅客運賃 × 経過日数)

障がい者等の定期券割引制度について、記載がなかったため追記。

環境定期制度についての記載を削除。

払戻しにかかる手数料について、記載がなかったため追記。

新	旧
<p>3 その他</p> <p>①基幹バス運賃体系は、住民・交通事業者・豊田市が共働で運行する「基幹バス」路線に適用する。</p> <p>②豊田市の区域外を乗降地のいずれかとする利用の場合、基幹バス運賃体系は適用しない。</p> <p>③教育委員会が通学困難者と認定した小中学生に限り使用可能な「通学困難者支援定期券」を設定する。金額等の詳細は、裏面の通り。</p> <p>◆地域バス等の基本的な運賃体系</p> <p>1 普通旅客運賃（大人）</p> <p>○平日毎日運行路線 1乗車200円 ○曜日限定運行路線 1乗車100円</p> <p>2 小人、障がい者等の運賃</p> <p>○基幹バス運賃体系と同じとする。</p> <p>3 回数券及び定期券</p> <p>(1) 回数券</p> <p>○50円券11枚で500円、100円券11枚で1000円、200円券11枚で2000円の地域バス共通回数券を発行する。また、令和5年9月30日までに発行した旭地域バス回数券（100円券11枚で1000円、200円券11枚で2000円）及び足助地域バス回数券（100円券11枚で1000円、200円券11枚で2000円）は、引き続き各路線において使用可能とする。</p> <p>(2) 定期券</p> <p>○種類、期間、計算方法は基幹バス運賃体系と同じとする。</p> <p>○地域バス等と基幹バスを乗り継ぐ場合、地域バス等と地域バス等を乗り継ぐ「通し定期券」は設定しない。それぞれの定期券を使用する。</p> <p>(3) 作成及び販売等</p> <p>○回数券及び定期券は豊田市が作成・印刷し、各路線を担当する事業者が販売する。</p> <p>○回数券及び定期券を払い戻す際の計算式は、基幹バスと同じとする。ただし、令和5年9月30日までに発行した旭地域バス回数券及び足助地域バス回数券を払い戻すことはできない。</p>	<p>3. その他</p> <p>①基幹バス運賃体系は、住民・交通事業者・豊田市が共働で運行する「基幹バス」路線に適用する。</p> <p>②豊田市の区域外を乗降地のいずれかとする利用の場合、基幹バス運賃体系は適用しない。</p> <p>③TDM施策（通勤割引きなど）、高齢者外出支援策（敬老バスなど）、交通安全施策（免許返納制度など）等と連携した運賃制度を、将来に向けて検討する。</p> <p>④教育委員会が通学困難者と認定した小中学生に限り使用可能な「通学困難者支援定期券」を設定する。金額等の詳細は、裏面の通り。</p> <p>◆地域バス等の運賃体系</p> <p>1. 普通旅客運賃（大人）</p> <p>○平日毎日運行路線 1乗車200円 ○曜日限定運行路線 1乗車100円</p> <p>2. 小人、障がい者等の運賃</p> <p>○基幹バス運賃体系と同じとする。</p> <p>3. 回数券及び定期券</p> <p>(1) 回数券</p> <p>○50円券11枚で500円、100円券11枚で1000円、200円券11枚で2000円の回数券を発行する。</p> <p>(2) 定期券</p> <p>○種類、期間、計算方法は基幹バス運賃体系と同じとする。</p> <p>○地域バス等と基幹バスを乗り継ぐ場合、地域バス等と地域バス等を乗り継ぐ「通し定期券」は設定しない。それぞれの定期券を使用する。</p> <p>(3) 作成および販売等</p> <p>○回数券及び定期券は豊田市が作成・印刷し、各路線を担当する事業者が販売する。</p> <p>○回数券及び定期券を払い戻す際の計算式は、基幹バスと同じとする。</p> <div data-bbox="1608 464 2123 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運賃体系の事実のみを記載とするため削除するが、TDM施策の検討は引き続き行う。敬老バスや免許返納制度との連携は「おでかけバス70」で実施済み。</p> </div> <div data-bbox="1346 879 2130 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和5年第1回公共交通会議において、旭地域バス・足助地域バスが79条運行から、他の地域バスと同様の4条運行に移行したことに伴い、旭地域バス及び足助地域バス独自で使用していた回数券の取り扱いを変更したため追記。</p> </div>

新	旧
<p>4 その他</p> <p>○上記1～3を地域バス等の運賃体系の原則とするが、「地域の実情に応じて、地域が主体となって企画・運営する」という地域バス等の趣旨に基づき、各地域における独自の取り組み・工夫を尊重するものとする。(例:地域協力金を徴収し、通学定期券の購入費を補助する、等)</p> <p>◆「通学困難者支援定期券」</p> <p>1 豊田市教育委員会が「通学困難者(※)」として認定した児童・生徒に限り使用可能な、「通学困難者支援定期券」を発行する。</p> <p>2 販売定期券の通用期間は、「1ヶ月」、「3ヶ月」、「6ヶ月」の3種類。</p> <p>3 販売金額は、小学生及び中学生の区分無く、一律下記のとおり。</p> <p style="padding-left: 40px;">【1ヶ月】 1,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">【3ヶ月】 3,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">【6ヶ月】 6,000円</p> <p>4 有効期間が各月の1日から末日までの月単位での販売とし、月の途中で購入した場合でも差額の返還等は行わない。</p> <p>5 転校等により不要となった場合の払戻し金額は、未使用月数分の金額とする。</p> <p>※参考『通学困難者等として認定される児童・生徒』</p> <p>(1) 学校への片道の通学距離が、小学校にあつては4キロメートル、中学校にあつては6キロメートル以上となる者</p> <p>(2) 学校が指定する通学手段及び通学路を利用する場合において、片道の通学時間が60分以上となる者</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月16日 改正 平成29年 4月1日 施行 令和 5年 8月21日 改正 令和 5年10月1日 施行</p>	<p>4. その他</p> <p>○上記1～3を地域バス等の運賃体系の原則とするが、「地域の実情に応じて、地域が主体となって企画・運営する」という地域バス等の趣旨に基づき、各地域における独自の取り組み・工夫を尊重するものとする。(例:地域協力金を徴収し、通学定期券の購入費を補助する、等)</p> <p>○学校統廃合を条件に運行中の、一般混乗可能なスクールバスについて、当面は現状を維持する。</p> <p>◆「通学困難者支援定期券」</p> <p>1.豊田市教育委員会が「通学困難者(※)」として認定した児童・生徒に限り使用可能な、「通学困難者支援定期券」を発行する。</p> <p>2.販売定期券の通用期間は、「1ヶ月」、「3ヶ月」、「6ヶ月」の3種類。</p> <p>3.販売金額は、小学生及び中学生の区分無く、一律下記のとおり。</p> <p style="padding-left: 40px;">【1ヶ月】 1,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">【3ヶ月】 3,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">【6ヶ月】 6,000円</p> <p>4.有効期間が各月の1日から末日までの月単位での販売とし、月の途中で購入した場合でも差額の返還等は行わない。</p> <p>5.転校等により不要となった場合の払戻し金額は、未使用月数分の金額とする。</p> <p>※参考『通学困難者等として認定される児童・生徒』</p> <p>(1) 学校への片道の通学距離が、小学校にあつては4キロメートル、中学校にあつては6キロメートル以上となる者</p> <p>(2) 学校が指定する通学手段及び通学路を利用する場合において、片道の通学時間が60分以上となる者</p> <p>(3) 学校が従前から電車通学を認めていた校区に居住する者で、レールバスの廃止に伴い通学に要する経費が極端に増加するもの</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月16日 改正 平成29年4月1日施行</p>

現状に合わせて削除。

